

令和5年度 第1回 町名検討協議会 (志摩区域)

令和5年5月16日(火)
可也コミュニティセンター

もくじ

(1) 住居表示とは	3
(2) 町名検討協議会	8
(3) 町名検討協議会で検討すること	10
①実施範囲	
②町割り	
③町名	
(4) 今後のスケジュール	13

(1) 住居表示とは

住居表示とは、市街地において住所を分かりやすくするための制度です。

今までの住所は、土地の所在を表す地番で表示されていましたが、分筆・合筆等が繰り返され、整然と並ばなくなっています。

住居表示で、建物に整然と番号を付けることにより、郵便配達や緊急車両が目的地を探しやすくなります。



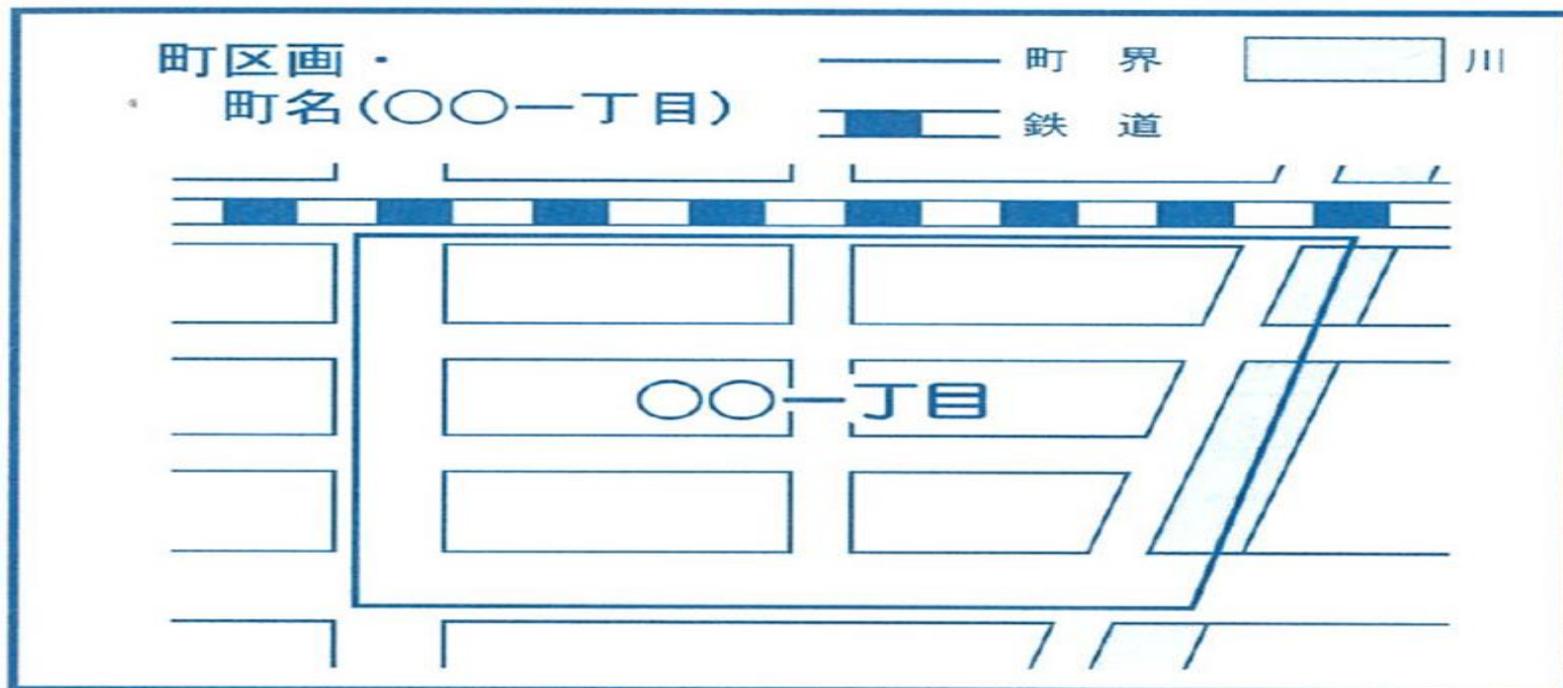
○住所の表し方

- | | | |
|---------|------------|-------|
| ・今までの住所 | 糸島市 前原 | 623番地 |
| ・新しい住所 | 糸島市 前原西一丁目 | 1番 1号 |
- 町名 街区符号 住居番号

○地番（土地）の表し方

- | | | |
|---------|------------|------|
| ・今までの表示 | 糸島市 前原 | 623番 |
| ・新しい表示 | 糸島市 前原西一丁目 | 623番 |

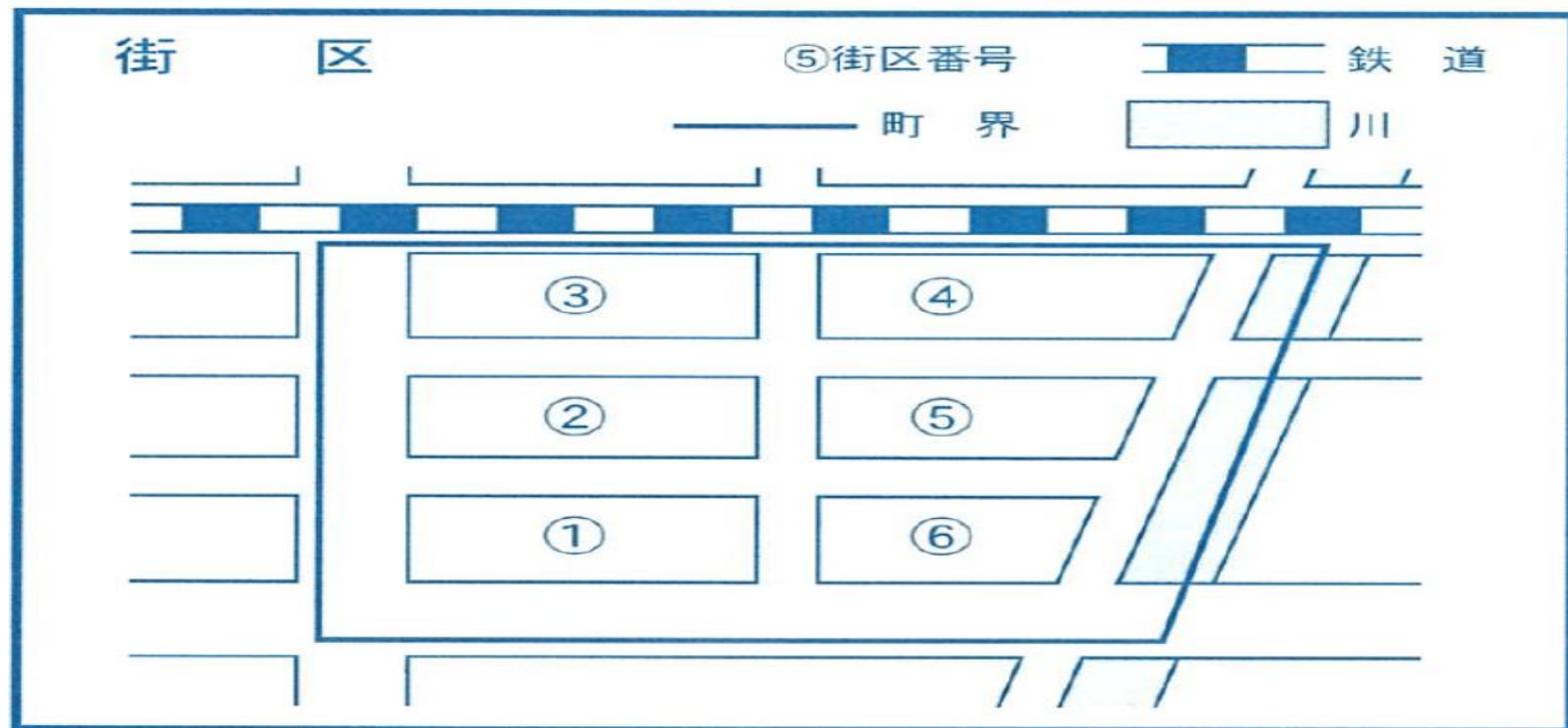
～町の決め方～



町割りとは、町の境目のことです。町割りは、道路、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設などをもって定めます。町の大きさには、一定の基準があります。

※基準 町の規模：住宅地域で5～15ha
丁目の目安：5～6丁目程度

～街区の決め方～

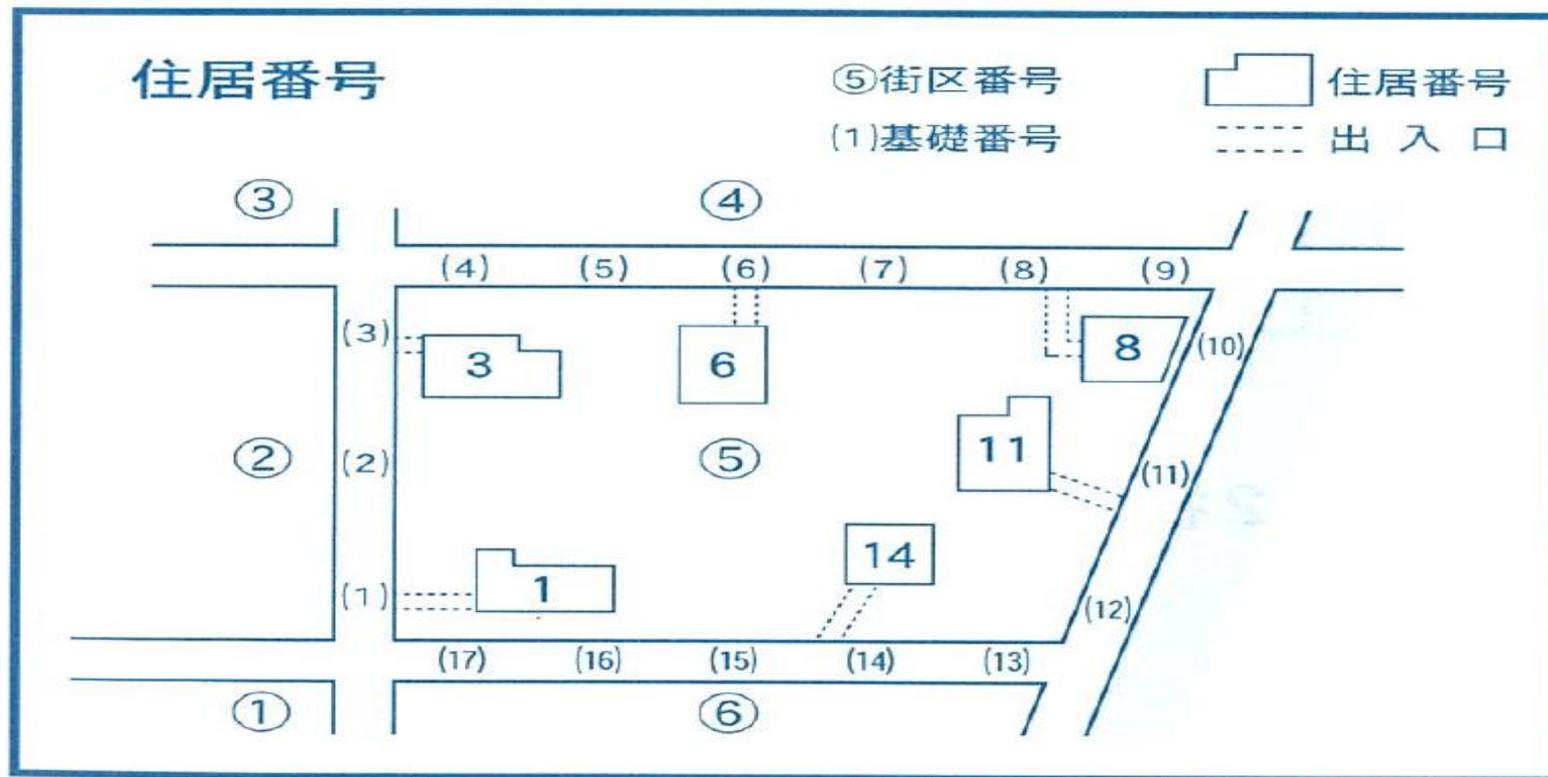


町（〇〇丁目）を街区に分けて番号を付けます。街区も、道路、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設などをもって定めます。

※基準 街区の規模：3,000～5,000㎡

戸数の目安：30戸程度

～住居番号の決め方～



建物に番号（〇号）を付けます。方法としては、街区ごとに角を起点として10～20メートル間隔に基礎番号を順番に付けて、建物の出入口のある場所の基礎番号を住居番号として使用します。

このように街区・住居番号を定めますので、番号に対する市民の皆様のご要望につきましては、沿うことができません。ご理解願います。

～表示板の設置～

●町名表示板

神在西
三丁目

●住居番号表示板

1-27

●街区表示板

糸島市
神
在
西
三
丁
目
1

町名表示板と住居番号表示板
⇒建物ごとに貼り付けます。

街区表示板
⇒街区の入口や角に貼り付けます。

※所有者の方にご協力をお願いすることになります。

(2) 町名検討協議会

○糸島市の住居表示

平成29年に議会の議決を経て、住居表示実施区域を決定し、計画的に実施しています。

【平成30年度】伊都の杜

【令和元年度】荻浦、神在東

【令和2年度】神在西、岩本、加布里、千早新田西

【令和4年度】二丈武、二丈田中

【令和5年度】二丈深江、二丈片山、二丈松末

【令和6年度】二丈福井、二丈吉井

【令和7年度】志摩区域

※実施区域 前原・志摩地区 ➡ 市街化区域
二丈地区 ➡ 用途区域

○協議内容

住居表示の（１）実施範囲、（２）町割り、（３）町名 について検討協議し、
【案】を策定します。

※設置要綱 第２条 協議会は、住居表示を実施しようとする区域に係る
町名町割等について調査及び検討する。

○委員 １９名以内

行政区長又は区長が定める方（１３行政区） 各１名

※行政区内での意見の集約及び情報発信

- ・コミュニティ推進課が活動支援
- ・出前講座の開設（別紙「糸島市 出前講座」３ページ）

変更請求を提出された団体より選出された方（３団体） 各２名以内

※変更請求の内容や考え方などを適宜提示

○任期 令和６年３月まで

◆会長及び副会長は、令和６年度に開催予定の住居表示審議会へ出席して頂きます。

(3) 町名検討協議会で検討すること

①実施範囲

○範囲を決める上での留意点……住居表示の実施が効果的な地域に限定します。

建物が整然と並んでいる地域は、街区が整備されており、住居番号を付けやすいため、目的地を見つけやすい。⇒住居表示が効果的である。

建物がまばらに立っている地域は、建物が整然と並んでいないため、住居表示を実施しても、街区表示板などが設置できず、目的地を探しにくい。⇒住居表示の効果が得られにくい。



建物が整然と並んでいる地域



建物がまばらに立っている地域

②町割り <<〇丁目>>

〇町割り…実施範囲が決まった後、町の境目を決めます。

道路、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設などをもって定めます。

そのため、行政区の境とは一致しない場所もあります。

※住居表示の実施により行政区や自治会及び隣組（小組合、班）が、変更されることはありません。

③町名

○町名…町割りが決まった後、それぞれの町の名前を決めます。

今までの例：加布里 → 加布里一丁目～六丁目
二丈武 → 二丈武一丁目～五丁目
二丈田中 → 二丈田中一丁目～六丁目
二丈松末 → 二丈松末西一丁目
二丈深江 → 二丈深江一丁目～九丁目

※資料 変更請求内容を集約した図面

No.1 行政区名を町名とした図面【参考例】

No.2 大字名を町名とした図面【参考例】

(4) 今後のスケジュール

○令和5年度

- 4月 可也校区区長会（住居表示やスケジュール等の説明）（4/4実施済）
- 5月～2月 町名検討協議会（実施区域、町名及び町割【案】の策定）

○令和6年度

- 4月 住居表示審議会への諮問（協議会会長、副会長出席）
- 8月 審議会の答申を受け、策定【案】の告示（30日間）
- 12月 糸島市議会へ議案（策定【案】）の上程

○令和7年度

- 4月 住居表示の実施に向けた準備
- 11月頃 住居表示の実施

〈事務局：お問い合わせ先〉
糸島市役所 市民課 市民係
住居表示担当 鳥越、藤川
TEL 092-332-2065